

# 押印の見直しに係る公害等調整委員会 所管法令の改正について

公害等調整委員会事務局

## 1 改正の経緯

「規制改革実施計画」（令和2年7月17日閣議決定）において、原則として全ての見直し対象手続（所管する行政手続等のうち、法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して紙の書面の作成・提出等を求めているもの、押印を求めているもの、又は対面での手続を求めているものをいう。）について、恒久的な制度的対応として、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行うこととされています。

これを踏まえ、公害等調整委員会において検討を行い、都道府県公害審査会等に提出するあっせん、調停又は仲裁の申請書等への押印を不要とするなど、所要の改正のため、公害紛争処理法施行令（昭和45年政令第253号）の改正を含む「押印を求める手続の見直し等のための総務省関係政令の一部を改正する政令」（令和3年政令第29号）が令和3年2月15日に公布され、公害紛争処理法施行令の改正部分は同日に施行されました。

また、公害等調整委員会に提出するあっせん、調停又は仲裁の申請書等への押印を不要とするなど、所要の改正のため、「公害紛争の処理手続等に関する規則の一部を改正する規則」（令和3年公害等調整委員会規則第2号）が令和3年1月14日に公布、施行されました。

なお、土地利用の調整に関しても検討を行い、宣誓書への押印を不要とするため、「鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律の施行等に関する規則の一部を改正する規則」（令和3年公害等調整委員会規則第1号）が令和3年1月14日に公布、施行されるとともに、鉱

業等に係る行政処分に対する不服裁定の申請書への署名押印を不要とするなど、所要の改正を行うため、鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和25年法律第292号）の改正を含む「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案」が令和3年2月に第204回国会に提出されました。

## 2 改正の内容

今般の法令改正により、公害紛争処理手続において、以下の書面について、申請人等の押印を不要とすることといたしました。

- (1) 都道府県公害審査会等に提出する書面
  - ・あっせん、調停又は仲裁に係る申請書
  - ・調停に係る参加申立書
- (2) 公害等調整委員会に提出する書面
  - ・あっせん、調停又は仲裁に係る申請書
  - ・調停に係る参加申立書
  - ・責任裁定又は原因裁定に係る申請書
  - ・責任裁定又は原因裁定に係る参加申立書
  - ・責任裁定又は原因裁定における宣誓書
  - ・責任裁定又は原因裁定における証拠保全の申立書
  - ・原因裁定における利害関係者の参加申立書

## 3 その他

都道府県公害審査会等に関連する法令改正については、公害等調整委員会ホームページ中の以下URLの「公害紛争処理法等の改正」に掲載しておりますので、御覧ください。

[https://www.soumu.go.jp/kouchoi/for\\_local-government.html](https://www.soumu.go.jp/kouchoi/for_local-government.html)

